入善町移住体験住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町への移住または定住を希望する者(以下「移住希望者」という。)に対し、町内の空き家を活用し、生活体験の拠点となる住宅を短期または中・長期にわたって貸し出すことにより、町への移住又は定住を促進する移住体験住宅の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物をいう。
 - (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等 を行うことができる法人若しくはその他の団体又は個人をいう。
 - (3) 移住希望者 世帯を構成するすべての者が町外に住所を有し、町への移住又は定住を希望している者をいう。
 - (4) 移住体験住宅 町内にある空き家を、富山県外からの移住希望者に転貸する ため、所有者との賃貸借契約により町が借り上げた住宅及び附帯施設をいう。 (空き家の借り上げ)
- 第3条 町長は、移住体験住宅を確保するため、空き家を借り上げるときは、町長が別に定める様式により、所有者と借上げ期間を最長5年と定めた建物賃貸借契約を締結する。

(維持管理義務)

第4条 町長は、借上げ期間中において移住体験住宅の適切な維持管理に努めなければいけない。

(契約の解除)

第5条 所有者が、やむを得ない事由により契約を解除するときは、当該移住体験 住宅の明渡しを希望する日から起算して6月前までに、町長に対して解約の申入 れをしなければならない。

(原状回復の義務の免除)

第6条 町長は第4条の規定に基づき行った改修等その他の所有者の承認を得て行った形状の変更については、契約の満了又は解除により当該物件を返還する際に

原状に回復しないまま所有者に返還することができる。

(貸付対象者)

- 第7条 移住体験住宅の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たさ なければならない。
 - (1) 町への移住又は定住を希望する者
 - (2) 富山県外に居住している者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条に定める暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。
 - (4) <u>来町し、入善UIサポートセンター等の移住相談等を受けた者</u> (貸付けの申請)
- 第8条 移住体験住宅の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という)は、 借用を開始する14日前までに入善町移住体験住宅借用申請書(様式第1号。以下 「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、申請書を借用開始日の2ヶ月前から受け付けるものとする。
- 3 町長は、未成年のみによる申請書の提出があった場合、これを受け付けない。 (承諾)
- 第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査 し、適当と認めるときは、入善町移住体験住宅貸付承諾書(様式第2号。以下「承 諾書」という。)を申請者に交付する。
- 2 町長は、前項の承諾をする場合において、移住体験住宅等の管理上必要な条件 を付することができる。

(借用期間及び借用料)

- 第10条 住宅の借用期間は、1 泊単位とし、原則3 泊以下とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 2 住宅の借用は、同一の利用者(世帯)について、3回を限度とする。
- 3 住宅の借用料は無料とする。

(借受者の管理義務)

- 第11条 <u>貸付け承諾を受けた申請者(以下「借受者」という。)</u>は、次の各号に掲 げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 留守及び就寝時に施錠すること。
 - (2) 鍵を紛失または破損した場合は、直ちに町長にその旨を報告すること。

- (3) 移住体験住宅の借用期間が終了し退去するにあたり、貸与された鍵を町長に 返還すること。
- (4) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止に配慮すること 及び備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (5) 周辺環境に配慮し、移住体験住宅を適正に管理すること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、移住体験住宅の貸付に関し町長が必要と認める事項

(禁止又は制限される行為)

- 第12条 借受者は、その借用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 借受者は、移住体験住宅の増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内に工 作物の設置を行ってはならない。
- 3 借受者は、既存の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製してはならない。
- 4 借受者は、前各項に定めるもののほか移住体験住宅において次の各号に定める 行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を営利目的で行うこと。
 - (2) ペットを飼育すること。
 - (3) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
 - (4) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、移住体験住宅の使用にふさわしくないと町長が 認める行為を行うこと。

(貸付承諾の取消及び消滅)

- 第13条 町長は、借受者が第7条に規定する借用資格の要件を満たさないことが判明したとき又は第11条及び前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、第9条の規定による貸付承諾を取り消すことができる。この場合において、町長は、入善町移住体験住宅貸付取消通知書(様式第3号)により借受者に通知するものとする。
- **2** 天災事変、火災等により移住体験住宅を通常の用に供することができなくなった場合は、第9条の規定による貸付承諾は消滅する。

(明渡し)

第14条 借受者は、移住体験住宅の借用期間が終了する場合又は前条第1項の規定

に基づき貸付承諾が取り消された場合は、直ちに移住体験住宅を町長に明け渡さなければならない。この場合において、借受者は通常の利用に伴い生じた住宅の 損耗を除き、原状に回復しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく明け渡しをするときは、原状回復の内容及び方法 について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第15条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、移住体験住宅内に立ち入り、点検し、及び適切な措置を講ずることができる。

(損害賠償等)

- 第16条 借受者は、故意又は過失により移住体験住宅の建物、設備又は備品を破損し、汚損し、滅失しその他損害を生じさせたときは、これによって生じた損害を 賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、特に町長が認める 場合は、この限りではない。
- 2 町長は、その責によらない火災、盗難等により被った借受者の損害又は移住体験住宅の貸付を不可能にするような非常事態の発生により被った借受者の損害についてはその責任を負わない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

入善町長 殿

申請者

住 所氏 名印

入善町移住体験住宅借用申込書

入善町移住体験住宅を借用したいので、入善町移住体験住宅事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

借用期間			年	月 日	~	年	月	日
申請者	氏 名	(ふりがな)					性別	男・女
	住所	₸						
	生年月日		年	月 日	生			
	連絡先		_	_				
世帯員	氏 名		続柄	性別	年齢		備考	
				男・女				
借用目的								
希望する移住相談等							※対応 (申請者	確認欄 記入不要)

※申請者の身分証明書(住民票、運転免許証の写し等)を添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

入善町長

入善町移住体験住宅貸付承諾書

入善町移住体験住宅実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり入善町 移住体験住宅の貸付を承諾します。

記

1 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

 第
 号

 年
 月

 日

様

入善町長

入善町移住体験住宅貸付取消通知書

年 月 日付けで承諾した、入善町移住体験住宅貸付について、 入善町移住体験住宅実施要綱第13条1項の規定により取り消します。

記

1 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

2 取消理由